

委 託 仕 様 書

1. 業務名

各務原市こども計画策定支援業務委託

2. 履行期間

契約の日から令和7年3月31日まで

3. 履行場所

各務原市役所健康福祉部子育て応援課

4. 委託業務内容

詳細仕様書のとおり

5. 業務委託料 ￥ 5,000,000-

(内訳) 別紙内訳書のとおり

6. 契約代金の支払時期及び方法

契約金額の支払方法は完了届を受理した日から10日以内に検査をし、当該検査後、適法の支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

7. 費用負担

受注者は本業務の実施にあたり、費用負担に係る以下の要件を満たすこと。

- ・本業務の遂行に必要となる受注者の人件費、出張旅費、諸手当等の費用を全て負担すること。
- ・本市との打合せをはじめとする各種会議等で使用する印刷物作成、成果物の納品に係る媒体等消耗品を全て負担すること。
- ・本市との連絡調整に必要となる電話、郵便等の通信運搬費（受注者から本市に向け発信、発送したもの）を全て負担すること。

8. その他

- ・本業務にかかる直接のおよび間接的な費用は、特に定めのない限り本契約にすべて含まれるものとする。
- ・職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。またその業務を退いた後も同様とする。また別紙「個人情報取扱特記事項」に従うこと。
- ・妨害又は不当要求に対する通報義務
受注者は契約の履行に当たって暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、市長及び各務原警察署長へ通報しなければならない。なお、正当な理由がなく通報がない場合は入札参加資格停止の措置を行うことがある。
- ・受注者は、暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、契約書等に基づき協議を行うものとする。
- ・その他仕様書等に疑義が生じた場合は、子育て応援課と協議しその指示に従うこと。また、本仕様書に記載されていない事項については子育て応援課と協議のうえ決定すること。